

「京もの指定工芸品」購入支援事業費 補助金交付申請の手引き

募集期間：令和2年5月1日（金）～29日（金）

提出先（問い合わせ先）

京都府商工労働観光部 染織・工芸課
住 所：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
電 話：075-414-4856
E-mail：senshoku@pref.kyoto.lg.jp

1 補助金申請者

おもてなしや観光誘客に必要となる「京もの指定工芸品」を業務上活用する次の者

- (1) 宿泊施設（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け、旅館業法第2条に定めるホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業を営む事業者）
- (2) 飲食店（食品衛生法に基づき都道府県知事等の許可を受け、飲食店、喫茶店を営む事業者）
- (3) 旅行代理店（旅行業法第3条に規定する登録を受けた「旅行業及び旅行業者代理業」を営む事業者）
- (4) 商店街振興組合（商店街振興組合法第36条第1項及び第3項に規定する設立認可を受けた京都府内で活動する組合）
- (5) 博物館（博物館法第10条に規定する博物館登録原簿に登録された博物館）
- (6) 上記以外の事業者で、京もの指定工芸品を業務用として積極的にサービスを提供する事業者

2 「京もの指定工芸品」製造事業者等（発注先）

- (1) 「京もの指定工芸品」産地組合
- (2) 「京もの指定工芸品」製造事業者

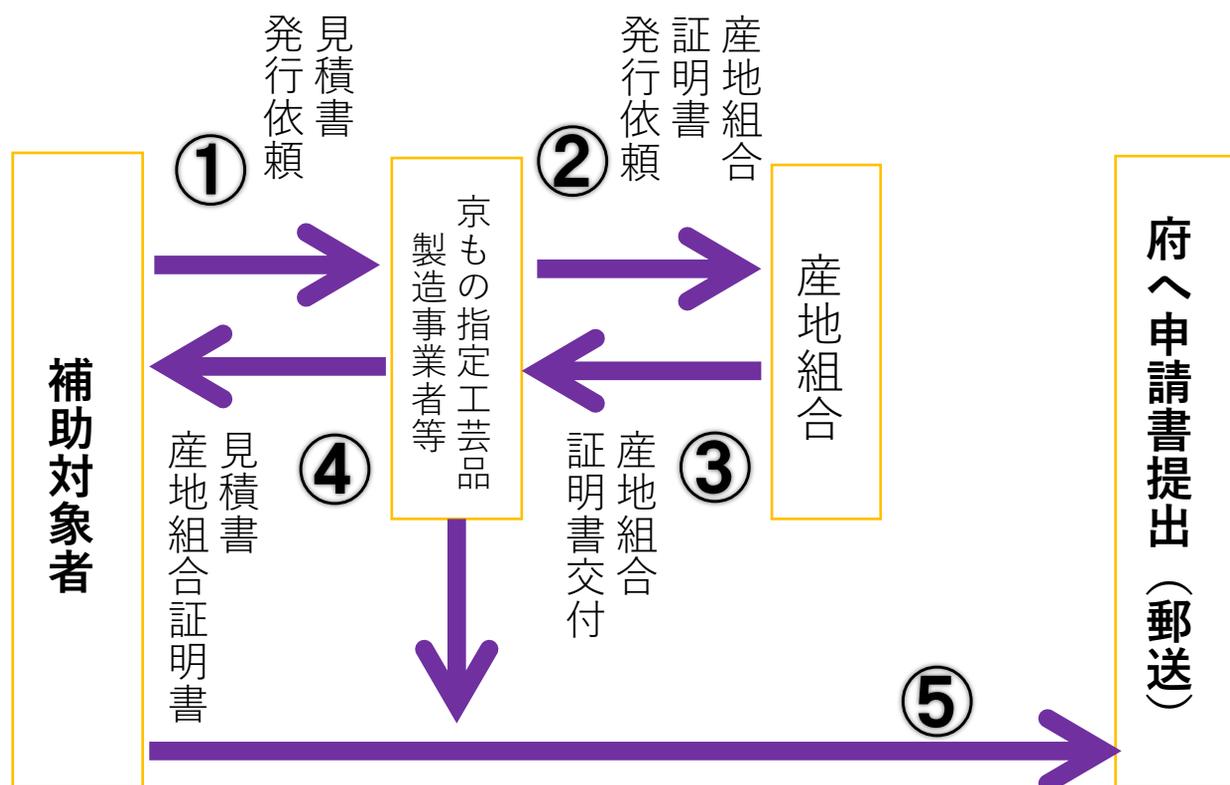
3 京もの指定工芸品（34品目）・京もの技術活用品（1品目）

西陣織	京焼・清水焼	京の神祇装束度品
京鹿の子絞	京扇子	京銘竹
京友禅	京うちわ	京の色紙短冊和本帖
京小紋	京石工芸品	北山丸太
京繻	京人形	京版画
京くみひも	京表具	丹後ちりめん
京黒紋付染	京房ひも・撚ひも	黒谷和紙
京仏壇	丹後藤布	京たたみ
京仏具	京陶人形	京印章
京漆器	京都の金属工芸品	京七宝
京指物（京の木工芸）	京象嵌	京竹工芸
	京刃物	丹後ちりめん工芸品

4 補助率等

対象経費 : 「京もの指定工芸品」購入経費
補助率 : 9 / 10（消費税込）以内
補助上限額 : 100万円 補助下限額 : 50万円

5 補助金申請手続き



5/29 必着

「京もの指定工芸品」の購入を検討

おもてなしや観光誘客に必要となる「京もの指定工芸品」の購入を御検討ください。

ただし、仕入れ、転売を目的とした購入は該当しません。

取扱商品についてご不明の場合は、関係の産地組合または京都府染織・工芸課へ問い合わせください。

見積書及び産地組合証明書の入手

京もの指定工芸品製造事業者等に見積書発行を依頼してください。京もの指定工芸品製造事業者等から次の①②が補助金申請者に交付されます。

①見積書

税抜き本体価格及び消費税額が明示された見積書

②産地組合証明書（別紙3）

京もの指定工芸品製造事業者が、産地組合から取り寄せる証明書

■ 補助金申請

交付申請書（第1号様式）に、次の資料を添えて、郵送してください。

- 事業実施計画書（別紙1）
- 事業収支予算書（別紙2）
- 見積書の写し
- 産地組合証明書（別紙3）
- 申請者の概要がわかる資料（パンフレット等）

- 事前着手届（第2号様式＝該当者のみ）

* 申請の際は、申請様式の赤書き部分は削除してください。

申請期間：令和2年5月1日（金）～29日（金）必着

（注意1）事前着手届

「京もの指定工芸品」を発注いただくに当たっては、京都府知事の補助金交付決定を受けていただく必要がありますが、交付決定前に発注される場合において、事前着手届を提出してください。

この場合、次の条件にご留意願います。

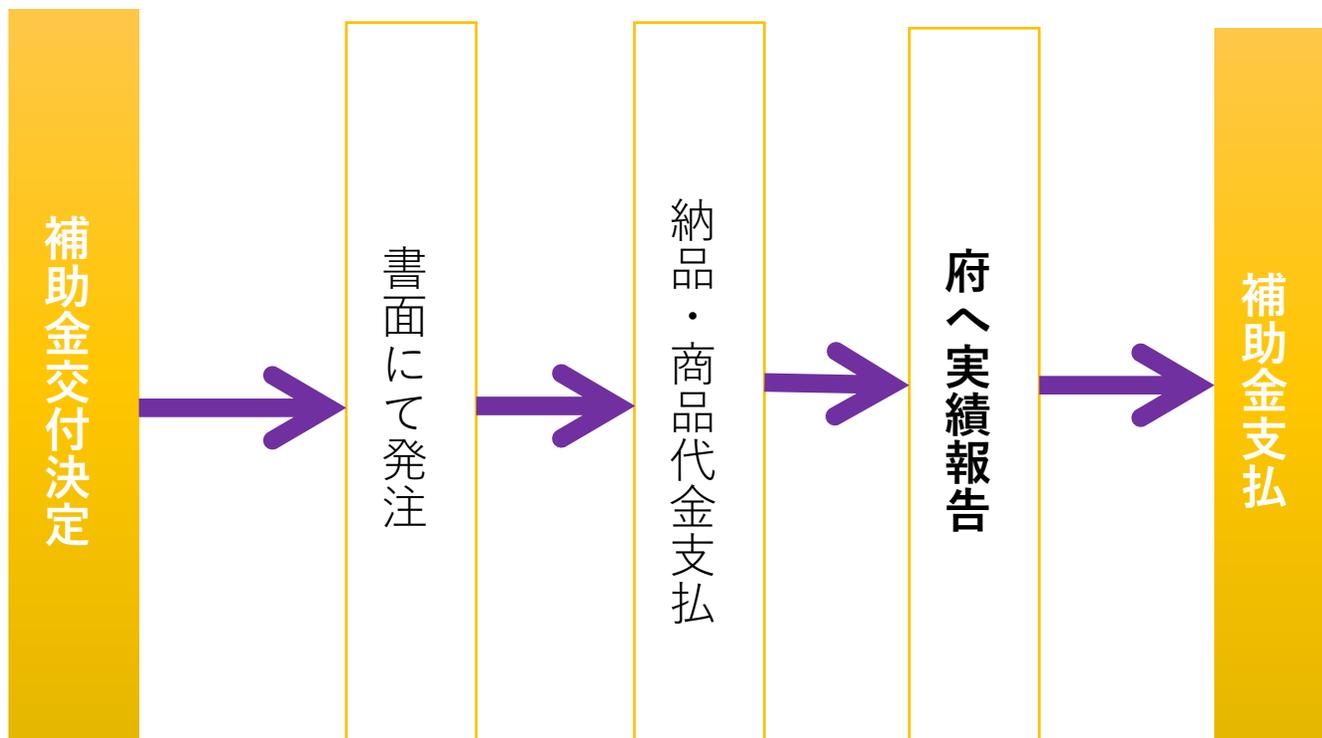
- 交付決定額が申請額を下回る場合においても異議がないこと。
- 不採択の場合においても異議がないこと。

- 着手予定日は、届出日の翌日以降の日付であること。
（例）補助金交付申請日（第1号様式）：令和2年5月25日
補助金事前着手届（第2号様式）：令和2年5月25日
事前着手予定日：令和2年5月26日

（注意2）交付決定額は予算の範囲内

予算の範囲内で交付決定しますので、補助金申請額を下回る場合もありますのでご留意願います。

6 交付決定から実績報告、補助金支払まで



最終提出期限
3/1まで

■ 補助金交付決定

- 申請内容を確認の上、交付決定し、申請者に書面で通知します。
- 予算の範囲内において交付決定しますので、補助金申請額を下回る場合があります。

■ 発注

- 補助金交付決定後、補助対象者は、見積書発行者に書面にて発注（様式はありません。）
- 「事前着手届」を提出している場合は、交付決定前に、書面にて発注してください。

■ 事業内容の変更

交付決定後、事業費の変更（1割以上の減額）が生じた場合において、変更承認申請の手続きが必要となります。

なお、事業費に変更が生じない場合においても、購入品目を変更される場合は京都府染織・工芸課に連絡願います。

■ 納品、代金支払

- (1) 納品があった場合、検品を行い、納品書と請求書を受領願います。
請求書・・・税抜き本体価格及び消費税額が明示された請求明細書
- (2) 請求書に基づき支払い
振込手数料は別途お支払ください

■ 実績報告

- (1) 代金支払完了後、実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付の上、京都府染織・工芸課に提出してください。
 - 事業結果報告書（別紙1）
 - 事業収支決算書（別紙2）
 - 納品書、請求書、振込書等の写し
 - 事業完了を証明する画像
- (2) 提出時期
代金支払後20日以内
又は令和3年3月1日（月）のいずれか早い日まで